

半田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第十九号

半田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

半田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成二十八年半田市条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

3 前二項の規定により、収支報告書を提出する者は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって議長に提出するものとする。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。